

研修報告書

平成30年 4月 11日

北上市議会議長 様

北上市議会（無会派）熊谷 浩紀

私が参加した次の研修について結果を報告します。

日程 平成29年7月19日～7月20日

場所 東京都千代田区内神田2-4-6

WTC 内神田ビル7階（株）社会保険研究所

研修事項 第13回地方から考える社会保障フォーラム

【内容及び所感】

社会保険旬報主催の「地方から考える社会保障フォーラム」は13回目をむかえ、最新の国の政策動向をつかむセミナーとして、厚労省の課長級の方々4人と慶応大学の教授、5人がそれぞれのテーマに沿っての「社会保障」を軸にした講義をおこないました。

講義1は、厚労省の内山博之氏の「障がい者の就労～農福連携も含めて」と題し、ここ最近の障害福祉サービスの利用者

の増加傾向に伴い、障害福祉サービス関係予算額も 10 年間で 2 倍以上に増加していて、特に一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上の為に必要な訓練を行う、就労継続支援（B 型）の利用者が多く、全国では授産施設が増え、特に農業分野での就労支援は障がい者にとっての職域拡大や働く事での収入拡大、農業にとっての担い手不足解消につなげ、地方創生及び経済の成長に寄与しているという話でした。次に野崎伸一氏は、「厚労省の考える～わが事・丸ごと～地域共生社会とは」と題し、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活の課題について、住民や福祉関係者による事の把握及び、様々な関係機関との連携等による解決を図ることを目指し、展望も話されました。一日目最後は、慶応大教授の権丈善一氏が「社会保障は誰のため？何のため？」と題し、少子高齢化への対応策として、「こども保険」構想のサポーターとしての自らの役割と、公的年金、医療保険、介護保険の三つの制度から拠出する「子育て支援連帯基金」創設、子育て支援策の財源確保はどうあるべきか話されました。

二日目、鈴木建一氏は「生活保護の新しい展開」と題し、生活保護の現況と実状、誰しもが予想だにせずに困窮状態になる可能性があるという状況を話され、興味深い話として生活保護受給者が生活習慣病になっている人の割合が、そうでない方の二倍以上いるという現実があるということでした。最後は、三浦 明氏が「地域包括ケアシステムの深化と地方自治体の役割」と題し、平成30年4月から値上がりする介護保険を取り巻く状況を話し、地方における地域包括ケアに関する様々な取り組みや先進事例を紹介し、今後「地域ケア会議」の活用と地域支援事業の充実が大きなカギを持つという話が印象に残りました。今回の研修でもう少し勉強してみたいと感じたのは、生活保護世帯の就労支援に関する事で、障がい者の方々が障害福祉サービスを利用して、就労のための良い動きが感じられるようになっては来たが、生活保護世帯でまだ若い世代の仕事に対する意識やモチベーション向上のための事例研究が必要と思いました。他市での先進事例を視察研修し、北上市としても使えることをもっと学んでまいります。

第13回

社会保険旬報 地方から考える 社会保障フォーラム

最新政策動向をつかむ / セミナー開催のご案内



「高齢者や障がい者、子どもたちを含めた普通の市民が安心して生活を送ることが出来る地域社会を築きたい」—そうした地方議員の皆さんの願いをもとにして「地方から考える社会保障フォーラム」は誕生し、今回で13回を迎えるに至りました。

今回は野崎伸一政策企画官に、厚労省が現在進めている「『我が事・丸ごと』地域共生社会」についてご説明いただき、地域包括ケアシステムの深化と地方自治体の役割について厚労省老健局の三浦明振興課長にレクチャーをお願いしました。また社会保障の大事な機能の一つである「救貧機能」については厚労省社会・援護局の鈴木建一保護課長に「生活保護の新しい展開」と題して講演をお願いいたしました。また障がい者の就労支援については障害保健福祉部の内山博之障害福祉課長に「農業と福祉の連携」事業も含めてお話しいただきます。慶應義塾大学商学部教授で社会保障審議会や社会保障制度改革推進会議の委員等を歴任している権丈善一氏には、そもそも「社会保障は誰のため？何のため？」と題して講演いただき併せて地方自治体の役割についても示唆いただければと思っています。本フォーラムが地方議員の皆様の「普通の市民が安心して生活を送ることが出来る地域社会を築きたい」という想いに少しでもお役に立てることを願っています。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

講演予定講師

- 内山 博之氏 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
- 鈴木 建一氏 厚生労働省 社会・援護局保護課長
- 権丈 善一氏 慶應義塾大学商学部教授
- 野崎 伸一氏 厚生労働省 政策企画官
- 三浦 明氏 厚生労働省 老健局振興課長

講師名は講演日時予定順に掲載しています。プログラム内容の詳細は中面へ



第12回 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナーの様子

定員

60名
定員になり次第
締切

日時 平成29年7月19日(水)、20日(木)

参加費 7月12日(水)までに27,000円(消費税込み)をお振込みください。

会場 (株)社会保険研究所 〒101-8522 東京都千代田区内神田2-4-6 WTC内神田ビル7階(JR神田駅西口下車徒歩5分)

<主催>

地方から考える「社会保障フォーラム」事務局 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-5-3 兎谷ビル3F 社保研ティラーレ内
TEL 03-3253-0570 / FAX 03-3527-1028

<協力>

(株)社会保険研究所 / 年友企画(株) / (株)社会保険出版社 / (株)フィスメック

視察報告書

平成 30 年 4 月 11 日

北上市議会議長 様

北上市議会（無党派）熊谷浩紀

私が参加した次の視察について結果を報告します。

日程 平成 29 年 10 月 31 日（火）～11 月 1 日（水）
視察先 北海道 釧路市
一日目 釧路市役所・・・釧路市黒金町 7 丁目 5 番地
二日目 釧路市相談支援センター【くらしごと】・・・北大通 12 丁目 1-14

【内容及び所感】

一日目

釧路市庁舎・・・《生活保護自立支援プログラムについて》

釧路市では平成 18 年度より、「利用しやすく自立しやすい」をテーマに、3 つの段階に応じた自立を支援するプログラムを用意している。ここでいう自立とは、他の助けを受けずに自分の力で物事を行うこと、という意味です。

日常生活リズムが乱れている受給者には、ボランティアへの参加を通じ規則正しい日常生活が送れるように支援を行い、引きこもりがちで地域社会から孤立している受給者には、社会における自らの居場所と自信の回復が図られるよう支援を行うといったように、受給者の現状に合わせて『日常生活自立』『社会生活自立』『就労自立』という 3 つの自立に向け支援する体制をつくりました。公園や介護施設などでのボランティアや地域企業でのインターンシップ等、活動への参加を通じ受給者が自信を取り戻すことで元気になり、それぞれの自立を果たすことを目標としている。

【特徴】・・・①受給者の自主性を尊重し、ボランティア活動等への参加は強制していない。

②現在のプログラムのあり方をベストとは考えず、常に事業改善の余地を検討し、できることから改善を図っている。

③所内に自立生活支援員を配置し、受け入れていただいている事業所にプログラム運営を丸投げせず、参加者及び担当

ケースワーカーを含めた連携・協働に努めている。

《SROI (Social Return On Investment) を用いた事業評価》

SROI とは、社会的価値を数値化できる事業評価法で、〈社会的投資収益率〉と訳されます。費用対効果を図る方法の一種ですが、SROI での効果とは、事業によって生じた社会的価値を数値化（お金の価値に換算）したものを指す。釧路市の自立支援プログラムの場合、事業予算等を費用、参加者の意識や行動の変化等を数値化したものを効果として算定している。算定と評価とを繰り返し、その結果について、プログラム受け入れ事業所、参加者、そして職員間で共有することにより、成果の見える化や事業改善に取り組んでいる。

【特徴】

- ① 費用対効果を基本に事業評価を数値化できる。
- ② 事業の価値や成果をわかりやすく評価できる。
- ③ 事業に関係する人々を巻き込み、関心を共有できる。
- ④ 事業改善サイクルの効果的運用に役立つ。

【結】～事業予算等が効率的・効果的に活用されているか数値で表現し、

評価を共有できる。平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、釧路市でもこの法律に基づき、暮らし・住まい・仕事など、生活相談全般を受け付ける窓口を設置している。生活福祉事務所内に『釧路市無料職業紹介所』を設置し、生活の相談に訪れた人と人材確保を希望する事業所とを結び付けるお手伝いをしているということで、生活保護受給者の多い釧路市ならではの事業であり、それを補てんし向上させるための事業評価の取り組みで、評価できるものでした。

二日目

釧路市・釧路管内生活相談支援センター【くらしごと】・《生活困窮者支援に係る取り組みについて、生活相談支援センター【くらしごと】について》

生活困窮者自立支援事業について、釧路市では平成 26 年度までは道内に先駆けモデル事業として実施していたが、平成 27 年度に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の事業を実施し生活困窮者の支援をワンストップサービス型の相談窓口として機能しているのが、生活相談支援センター【くらしごと】です。直ちに就労困難、あるいはケースワークだけでは就労困難な生活困窮者に対して、まず必要に応じて住居確保給付金、一時生活支援事業を通じて日常生活の自立を促し、次に就労準備支援事業で何らかの理由により社会から離れてしまった方の社会参加と中間的就労をマッチングし、就労訓練事業で自分に適正かを判断、その際就労支援無料職業紹介を介して、最後に一般就労に至る。就労

後の定着支援も万全を期している。自立支援プログラムで培ったノウハウを活かし、就労意欲向上から就労までを生活困窮者をそれぞれの段階に応じて、一元的かつ継続的に支援している。特に、社会生活自立と就労自立の間にある中間的
就労自立に着目した釧路モデルと言われる、中間的就労自立支援事業に力を入れていて、コーディネーターを配しながら様々な仕事を営業の中で獲得している、職員の方々の並々ならぬ努力には本当に敬意を表したいと思いました。

以上

釧路市生活保護自立支援

プログラムの取組みと その事業評価の概要



くしろ発

自立支援プログラム



困ったときは… 生活相談支援センター

『くらしごと』へ まずはお電話を！

☎0154-65-1250

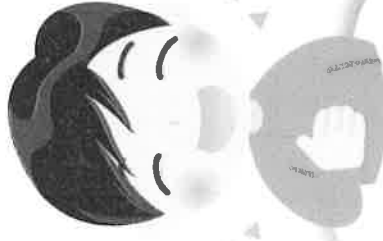
地域の中にはいろいろな
解決方法があります。

相談あいてが
いない
仕事がない 生活が
家族のことで… 苦しい



釧路市・釧路管内生活相談支援センター

くらしごと
暮らし×仕事



安心した
暮らしへ

相談・支援はすべて無料です。個人情報など秘密は厳守します。

まずはご相談ください。/
ご本人と一緒に解決方法を考えます。

こんなこと相談してもいいのかなあ〜と思っても…気軽に電話してください。

★ 詳しくは、裏面をご覧ください。★

研修報告書

平成30年 4月 11日

北上市議会議長 様

北上市議会（無会派）熊谷浩紀

私が参加した次の研修について結果を報告します。

日程	平成29年11月10日（金）13:00～17:00
場所	宮城県仙台市青葉区中央一丁目1-1 ホテルメトロポリタン仙台
主催	宮城県及び一般財団法人地方自治研究機構
研修事項	《地方自治法施行70周年記念事業》 自治振興セミナー（地方分権と新たな広域連携）

【内容及び所感】

地方公共団体は、自主的かつ主体的に地域の実情に合った施策を展開するために、自治体職員、議会議員の一人ひとりが、地方創生や地方分権改革に対する理解を深めるとともに、政策の形成と実効性の確保に関する知識を深めることが重要で、以上の背景を踏まえ、政策形成能力、法務能力の向上を図ることを目的として、このセミナーは開催されました。

（1）「未来を創る地方分権改革」・・・東京大学名誉教授 神野直彦
過去の世界観、歴史、思想、哲学、宗教等を世界や日本の史実をもとに、講義をされ、その中に日本における地方分権改革のこれからの道すじや、地方自治体の使命の拡大を話され、国民が待望する豊かさを実感できる社会を作り上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割は重大で、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等、そして地方公共団体の自主性、自立性を今後ますます強化していくことが大事というお話でした。

（2）「地方分権と地方税改革」・・・一橋大学経済学研究科、国際公共政策研究部教授 佐藤主光

我が国の法人税率は、諸外国に比べて高い。高くしているのは地方法人課税である。その課税課題として、対外的には国内立地企業の国際的競争力・我が国の立地競争力を阻害しているからで、対内的に一人当たり税収の地域間格差があり、そこで税収の不安定感や不公平感が生じる。今、地方法人課税の見直しをしても

対処療法的にしかない。実態として「取りやすいところから取る」、そういう部分が地域間格差や地域活性化の阻害要因にもなっているのではと。まさに、経済に優しくない税制となっている状況。これからの地方財政として、見える化を通じた課題の発見（気づき）と改革への誘因付け、優良事例の横展開（類似団体への積極的発信が必要になり、改革のキーとして民間委託（PPP・PFI）、ICT化による業務改革、広域化による自治体間の連携、道府県による広域化・連携の斡旋が重要とも述べられていました。

（3）「伊豆半島における新たな広域連携」～伊豆半島地域の創生にむけて～

静岡県副知事 土屋優行

静岡県は、日本のほぼ中央に位置し、人口、GDPは全国10位、静岡市及び浜松市の2つの政令市がある。県を3つに分けた圏域（静岡市・浜松市・伊豆半島地域）で構成している。人口減少化は3圏域の中で特に、伊豆半島の半島南部地域（賀茂地域、下田市及び5町）で顕著である。進学・就職を機にふるさとを離れ若者が戻ってこない現状で、賀茂地域の高齢化率は平成29年で約48%です。半島内の南北格差も著しく、脆弱な行財政基盤により厳しい状況でした。そこで県は、賀茂振興局を設置し、副知事に局長を兼務させ新たな広域連携を模索するため、賀茂地域広域連携会議を設立。そのことにより、総務省モデル事業の「新たな広域連携促進事業」を使い、市町間の広域連携の促進や条件不利地域の小規模市町への補完をすることで、市町の行政水準のレベルアップを図っている。行政分野の連携としては、県、市町の役割分担にとらわれずに、地域行政サービスの提供体制を整備した。消費者行政、教育委員会、監査委員会、その他医療・福祉・税務等の関連団体を広域化してまとめ上げた。今後の取り組みとして教育委員会の共同設置、地域包括ケアシステムの構築・運用、若者の定住施策等を掲げ、賀茂地域1市5町及び県における情報提供・情報共有の機能強化、市長・町長間での課題の共有化そして連携・協力の促進も行っていくとのことでした。わが北上市も岩手県の中では広域連携にかなりの割合で取り組んでいます。人口減少化、高齢化の問題はどの地域でも共有課題として認識していますが、行政だけでは限界があり、民間の活力がこれから益々重要視されていくことになると思い、賀茂地域のように広域連携から突破口を見出して、新たに前進していく地域にはエールを送りたいし、学んでいきたいと思っております。以上

〈地方自治法施行 70 周年記念事業〉
自治振興セミナー（地方分権と新たな広域連携） 実施要領

1 目 的

人口減少問題の克服と成長力の確保を目指す地方創生について、地方においては、「地方版総合戦略」に掲げた施策について本格的に事業展開を図るなど、全力で取り組んでいるところです。

また、地方創生の基盤となる地方分権改革については、「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、第7次地方分権一括法で、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進するための所要の法令整備が行われています。

このような状況の下、地方公共団体が、自主的かつ主体的に地域の実情に合った施策を展開するためには、職員、議会議員の一人ひとりが、地方創生や地方分権改革に対する理解を深めるとともに、政策の形成と実効性の確保に関する知識を深めることが重要です。

本セミナーは、以上のような背景を踏まえ、地方公共団体の職員、議会議員の政策形成能力、法務能力の向上を図ることを目的として、都道府県と一般財団法人地方自治研究機構が共同して実施するものです。

また、本セミナーは、本年が地方自治法施行70周年を迎える極めて意義深い年であることから、地方自治法施行70周年記念事業の一環としても実施するものです。

2 主 催 宮城県及び一般財団法人地方自治研究機構

3 日時・場所 平成29年11月10日（金）13:00～17:00
ホテルメトロポリタン仙台
〒980-8477 仙台市青葉区中央1丁目1番1号 Tel. 022-268-2525(代表)

4 受講対象者 200名程度

- (1) 市区町村の企画担当課、講演テーマに関わる担当課及び法制執務担当課の職員並びに市区町村議会議員
- (2) 都道府県の市区町村担当課、企画担当課、講演テーマに関わる担当課及び法制執務担当課の職員並びに都道府県議会議員

5 セミナーの内容

- | | | |
|------------------------|---------|---------------|
| (1) 開会 | | (13:00) |
| (2) 「未来を創る地方分権改革」 | | (13:10～14:30) |
| 日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 | 神野 直彦 氏 | |
| (3) 「地方分権改革と地方税制改革」 | | (14:40～16:00) |
| 一橋大学経済学研究科国際・公共政策研究部教授 | 佐藤 主光 氏 | |
| (4) 「伊豆半島における新たな広域連携」 | | (16:00～17:00) |
| 静岡県副知事 | 土屋 優行 氏 | |

※ 演題は、都合により変更することがあります。

6 受 講 料 無料

研修報告書

平成30年4月11日

北上市議会議長様

北上市議会（無党派）熊谷浩紀

私が参加した次の研修について結果を報告します。

日程 平成30年2月8日（木）13:00～17:30
9日（金）10:00～16:30
場所 神奈川県横浜市中区長者町5-85三井横浜ビル3F
ラジオ日本クリエイト AB会議室
主催 自治体政策学会
研修事項 《第20期自治政策特別講座》
予算審議と自治体議会の責務

【内容及び所感】

（1）「地方財政の現状と課題」・・・明治大学政治経済学部教授 星野 泉
日本の自治体財政を理解するために

- ① 国際比較による特徴
- ② 歴史的に見た、日本の過去から現在までの財政
- ③ 国との関係が大きい
- ④ 現状その1（地方税）
- ⑤ 現状その2（地方交付税＝使途の決められていない交付金、財政調整と
財源保障目的）
- ⑥ 現状その3（国庫支出金＝使途の決められた補助金、教育、福祉、公共事業）
- ⑦ 現状その4（地方債は借金ですが）
- ⑧ 現状その5（歳出＝目的別、性質別）

8種類に立て分けて、論じられました。

そして、2018年の自治体財政を読むポイントとして

- ① 地方財政計画と自治体の決算
- ② 地方税の偏在性について（地方消費税の清算基準変更など）
- ③ 地方交付税の肥大化を抑制する取り組み（水準超経費をどうみる）
- ④ 財政調整基金の意義（基金積みば健全化指標は良くなるのに）

⑤ かなり深刻な少子高齢化の影響について、消滅自治体論をどうみるか
5項目を通じて、結論付けされていきました。最後に北陸のコミュニティの話の中に、北陸は保育園の待機児童は0で、共働き率が高く、住民のコミュニティへの参加率も高いし、老人会への参加率も全国でも1位、2位ということでしあわせランキング上位に北陸圏が選ばれ、その地域間の特徴を説明されていたのが、印象に残りました。

(2) 自治体業務と議会のBCP～作成と実効性のチェックポイント～

東北大学災害科学国際研究所 教授 丸谷浩明

市町村のBCP（業務継続計画）に必須な6要素

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制を定める。
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替え庁舎の特定。
- ③ 電気、水、食料等の確保をする。
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保をする。
- ⑤ 重要な行政データのバックアップを確保する。
- ⑥ 非常時優先業務の整理をする。

地方議会のBCPのガイドラインは現状では存在しないが、

- ① 議会自らの「組織としての業務継続」の基本に、議員・職員の安否確認、施設・設備被害の把握、指揮命令系統の確保、初動の災害対策体制の立ち上げが必要となる。
- ② 地方自治体の役所は災害対応の執行の主体で、地方議会は大枠の意思決定を担うが、初動期は事前に決まった対応を行うので、意思決定の出番はしばらく後になる。
- ③ 被災状況の情報収集が急務だが、議員が役所職員より地元の状況把握をうまく行える可能性がある。
- ④ 但し、議員自らの地元のみを優先とする、支援要請を行うべきではないとの意見が多い。このため、議会として情報収集結果を集約して、役所に伝えるべきとの考え方もある。（宮城県多賀城市では、災害対策本部には議員は行かない、本部を混乱させた《東日本大震災の時》経緯があり、議員は議会事務局に災害時は行き、対応を協議する。・・多賀城市議会 BCP）
- ⑤ 役所側からの被害や対応の状況説明を要請することは、個別要請では災害対応の支障になりかねないので、地方議会側は十分留意すべきである。
- ⑥ 議会の審議が始まる段階までに、審議の場の確保が不可欠。このため、議場及び事務局の代替え拠点の確保を真剣に考えるべき。この場合、役所の代替え拠点との連携が必要になる。

地方公共団体のBCP策定率は、都道府県：100%、市町村：64.2%（2017年6月）で、県と市町では未だに温度差があり、早急の対応が必要である。

議会における BCP も、滋賀県大津市が有名で先進事例として視察が多いとお聞きしました。今回の研修で来られていた宮城県多賀城市も議会の BCP を策定されています。議会で BCP を策定した所の共通点として、何らかの自然災害に
あい、災害時の対応不備をあげています。議員という縛りの中で、必死になる余
り行き過ぎた対応をしてしまい、混乱を招いたという事でした。その意味におい
てルール作りは最低限必要であるという認識を持ち、当市でも策定の必要性を
感じました。

(3)『自治体のエネルギー政策の動向』・名古屋大学 大学院環境学研究科教授
竹内 恒夫

ドイツでは、EU の指令を受け 1998 年に連邦エネルギー事業法が改正され、電
力・ガスの全面自由化に。自由化に続いて、再エネ法の導入 (1999 年)、エコロ
ジー税制改革の実施 (1999 年～2003 年)、コジェネ法の導入 (2002 年)、再生
可能熱法の導入 (2009 年)、原発は 2010 年には存続させようとしていたが、
2011 年日本の東日本大震災を機に、撤回。2020 年までに順次廃止になる。スイ
スのチューリッヒでは、住民投票が行われ、再生可能エネルギーを優先し原発の
新設はなしに。2060 年までに再生可能電力にする計画。世界の各国で再生可能
電力に、少しずつシフトチェンジする動きが始まっている。日本では CO2 の削
減目標があり、具体的エネルギーの取り組み、エネルギー行政の分権化の移行を
示している。電力小売事業への参入を検討する自治体も増え続けている。今、世
界では新しい枠組みの中で、2030 年までに CO2 排出量 40%削減 (緩和策) と、
気候変動の適応策に取り組む「世界気候エネルギー首長誓約」に署名し、「持続
可能なエネルギー気候行動計画」策定に取り組んでいる自治体が日本でも準備
を始めています。

(4)『地方公共団体の歳入構造と今後の展望』・・・立教大学経済学部 教授
関口 智

地方歳入構造の議論は、歳出 (事務配分、財政移転) 等への配慮が必要。地方税
収が財政需要にどれだけ対応しているか？財政調整、法人市民税の地方交付税
原資化の帰結は？偏在度が高く年度間の税収の変動が大きい法人住民税、法人
税割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れる。法人住民税・法人税割の一部
は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税原資に国税化さ
れた全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な税財源であるという性格
が失われることはない。一連の改正の実質的な内容は、法人住民税と消費税との
交換、地方公共団体は、安定的な一般財源の獲得、地方交付税を通じて、産業集
積する地方公共団体から、その他の地方公共団体への税収移転を伴う。但し、是
正の水準についての社会的合意の獲得が必要になる。望ましい歳入構造とは？
①応益原則＝公共サービスに応じて負担する。

- ②安定性原則＝景気変動に左右されない安定性を有する。
- ③ 普遍性原則（消費税）＝地域的に税収が普遍的に存在する。
- ④ 負担分任原則＝広く一般住民が費用を分担する。（自治会費的性格）
- ⑤ 課税の自主性原則＝課税標準と税率決定の自主性。

但し、全ての原則を満たす単一の地方税はない。日本の歳入構造の方向性として

- ① 安定的で偏在度が少ない地方税体系の構築が必要。
- ② 地方公共団体内部の租税体系の議論の重要性。
- ③ 予算審議との関連：財政の透明化。

結論・・・一覧性ある情報を用いた住民への、地道な概要説明が必要です。

地方公会計はそのための道具の一つとしての手段になると思います。

（５）「介護・医療報酬改定と第7期介護保険事業計画」

淑徳大学コミュニティ政策学部教授 鏡 論

平成30年度からの第7期介護保険事業計画の策定に向けて、介護保険法改正案は2017年5月26日に参議院で可決成立した。市町村の事業計画の策定に向けての議論がスタートする事となる。今回の改正案の議論の過程では、要介護2までを軽度者と位置づけ、訪問介護給付の生活援助等の縮減を進める議論があった。結果的には、実施が見送られたが、地域支援事業枠に組み込むという案も出て、一時は自治体を慌てさせた。しかし、訪問介護の生活援助については介護報酬の大幅減が見込まれており、これまでのプロフェッショナルの事業者からボランティアな団体によるサービス転換が期待されている。2015年介護保険改正によって、市町村に実施が義務付けられた新しい総合事業は、最後の年に実施予定であった、約6割の団体が2017年4月からスタートとした。2015年や16年に先行実施した自治体では、総合事業の実施は必ずしも上手くいっているわけではない。むしろ多くの団体が給付の付け替えとしての訪問型・通所型の事業化に止り、厚労省が描いた多様な主体の参入は、未だに実現されていない状況である。新しい総合事業は、地域政策として、自治体が主体的に考え、地域で安心して暮らせることを目標とする政策である。厚労省や財務省の給付縮減の意向に引きずられることなく、高齢者が本当に安心できるケアシステムの構築をはからなくてはならない。地域包括ケアシステムの構築の姿については、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築を実現すること。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、構築が重要になり、人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上の人口の増加は緩やかだが人口は減少してゆく町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じている。地域包括ケア

システムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要になります。今後の課題として、市町村による地域ケア会議等における検証状況等の分析を行うとともに、市町村によるケアプランの検証や、是正の実効性を高めるための方策を検討する。あわせて、次期介護報酬改定に向けて、訪問介護などの居宅サービスの利用回数の多いケアプランについて、その利用状況及び背景並びに利用者の状態像に応じた、利用回数及びケアプランの内容等介護サービスの在り方に関する調査研究事業を実施する。しかし、厚労省は評価結果を公表し取り組み状況を見える化を目指しているが、その効果は現在の所全く未知数である。したがって、この後選定されるモデル自治体の動向を参考に、政策的な調整を行い、2021年度からの第8期計画において、調整交付金活用が可能か否かの道筋をつけていくのが、現実的な対応となる。具体的な施策への実施は第8期に入ってとることが見込まれる。最後にこのように、2017年末から厚労省を中心に様々な改正を提案しているが、各保険者である自治体における対応は遅い。多くの自治体では、現在第7期の介護保険事業計画に対する市民から意見公募の実施時期にあたり、改正法案に基づく内容は殆どが盛り込まれていないです。盛り込まれていない内容を後から、実施できる環境は、自治体にはないため、法改正における対応には、大きな変化を見込める状況にないのが実態となっています。以上

Councillor's Organization for Policy Argument

第20期 自治政策特別講座

開催日：2018年2月8・9日

予算審議と 自治体議会の責務

会場：ラジオ日本クリエイト

主催：自治体議会政策学会

2月8日（木）

◆第1講義 13:00-14:40・・・ 3ページ

地方財政の現状と課題

星野 泉 明治大学教授

◆第2講義 14:50-16:30・・・ 29ページ

自治体業務と議会のBCP ―作成と実効性のチェックポイント

丸谷 浩明 東北大学 災害科学国際研究所 教授

2月9日（金）

◆第3講義 10:00-11:40・・・ 59ページ

自治体のエネルギー政策の動向

―「世界気候エネルギー首長誓約に向けて」

竹内 恒夫 名古屋大学 大学院教授

◆第4講義 13:00-14:40・・・ 83ページ

地方公共団体の歳入構造と今後の展望

関口 智 立教大学教授

◆第5講義 14:50-16:30・・・ 109ページ

介護・医療報酬改定と第7期介護保険事業計画

鏡 諭 淑徳大学教授